

北海道後期高齢者医療広域連合 運営協議会委員の公募について

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆様のご代表として、制度運営に関する重要事項についてご審議いただくため、運営協議会委員を募集しています。

- 【応募資格】 道内在住の満20歳以上の方
(ただし、議員や公務員等を除く)
- 【応募方法】 北海道後期高齢者医療広域連合及び市町村窓口にある応募要領を参照してください
- 【応募締切】 平成22年8月31日(火)
- 【選考】 選考委員会において、総合的に委員を選考します
- 【報酬等】 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

- 保険料のお支払い方法は「口座振替」に変更できます。
口座振替への変更をご希望される方は、役場住民課税務保険係へお申し出ください。

- ◆お問い合わせ先 ○北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
○奥尻町住民課税務保険係 ☎ 2-3406

父子家庭にも児童扶養手当が支給されます！

平成22年8月1日から父子家庭の皆さまにも児童扶養手当が支給されます。
(平成22年8月～11月分の手当の支給は、同年12月となります。)

大事なお知らせ

- ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。
- 児童扶養手当を受給するためには、申請(認定請求)が必要です。
平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。
※11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。



【児童扶養手当とは?】

- ◆父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【父子家庭の支給要件は?】

- ◆次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。
- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)



早めの申請を
お願いします！

【手当額(月額)は?】

- ◆受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決めます。
- 児童1人の場合
全部支給：41,720円
一時支給：41,710円～9,850円
- 児童2人以上の加算額
2人目：5,000円 3人目以降1人につき：3,000円

【父子家庭の方が受給するためには?】

- ◆児童扶養手当を支給するには、お住まいの市町村への申請が必要です。
- 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、早めに手続きをお済ませ下さい。

【申請手続きに必要な物は?】

- ◆申請に当たっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本(抄本)や住民票が必要です。
詳しいことについては、下記までお問い合わせください。

役場住民課福祉年金係
☎ 2-3406